

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	管理区域内工具センターより計測器を借用後の返却時、標準電圧電流発生器の付属品（ノイズ防止装置）の紛失が認められたため、対応検討	D	
2	1号機	1・2号機共用排気筒トリチウム回収装置サンプリングラックにおいて、サンプリング弁の開操作不備による凝縮水の滴下が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
3	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）冷却海水出入口差圧計測配管の接続部において、海水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	残留熱除去海水（A）系熱交換器出口弁グランド押え部において、海水の漏れ跡が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	所内ボイラ薬注ポンプの吐出圧力指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
6	2号機	所内ボイラ薬注装置において、注入不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）の第1ドレン弁において、全開時の表示不良が認められたため、当該弁の開閉表示用リミットスイッチを点検・修理	D	
8	3号機	廃棄物処理建屋換気系排気ファン出口試料採取ラック内の流量指示計において、指示不良（指示フロートの固着）が認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
9	3号機	残留熱除去系温度（海水出入口・ポンプモータ軸受等）記録計の駆動部において、動作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	タービン建屋北側給気処理装置冷却コイル（B）において、チューブリークが認められたため、当該チューブを点検・修理	D	
11	5号機	現場監視用モニタの監視盤において、盤内冷却ファンに異音が認められたため、当該冷却ファンを点検・修理	D	
12	5号機	電気油圧式制御装置室用の換気空調移送排風機において、ファン内部に異音が認められたため、当該排風機を点検・修理	D	
13	5号機	開閉所碍子洗浄運転時、碍洗ポンプ（5A）吐出弁の開動作不良が認められたため、当該弁の制御回路を点検・修理	D	
14	5号機	タービン建屋所内加熱蒸気凝縮水戻り系のポンプ（A）ベント弁において、ハンドルに一部折損が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
15	5号機	原子炉局部出力領域モニタ（36-29C）において、一時的な「モニタ高」警報の発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	所内ボイラ重油噴燃ポンプ入ロストレーナ南側のベント弁付け根部において、重油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	タービン建屋消火栓（T-16：給水加熱器室1階南側）元弁において、シートパスが認められたため、当該元弁を点検・修理	C	
18	集中環境施設	高温焼却炉設備において、「グラニューレータ機器異常」警報の発生が認められたため、当該設備を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで